

マイナポイント制度について

9月1日からマイナポイント制度が始まりました。今回はマイナポイント制度について簡単にご説明いたします。

●マイナポイント事業とは

消費の活性化やマイナンバーカードの普及促進などを目的とした、令和3年3月までの7ヶ月間限定の政府が行うキャッシュレス決済サービスのポイント付与制度です。事前に選んだ決済サービスでチャージや買い物をすると利用金額の25%、最大で5,000円分のマイナポイントが付与されます。マイナポイントは登録した決済サービスのポイントに上乗せされます。

●制度利用の流れ

①マイナンバーカードの取得

手続きは郵送やウェブサイト等から申請。申請→取得まで1カ月以上かかる。

②マイナポイント手続の準備（予約）

マイナンバーカードとカード受取時に設定した暗証番号を使って、スマートフォン、ICカードリーダーを接続したパソコンから専用のアプリをダウンロードして行う。

全国各地に設置してある支援端末で手続きもできる。

③マイナポイントの付与の登録（申込）

ポイント付与対象の決済サービスの登録等をアプリから行う。

④ポイントの付与

登録したカード等を使う。

●注意点

①原則申込時に選んだ決済サービス(PayPay、クレジットカード等)の変更はできない。

②15歳未満の未成年者の予約・申込については法定代理人が行える。

親名義の決済サービスでの利用ができるが、1つの決済サービスで親子2人分の還元は受けられない。

③登録する決済サービスは普段からよく使うものを選ぶのがよい。